

〈史料紹介〉

# 訳注日本文徳天皇実録（一）

本稿は、二〇一八年の十月頃から四人で輪読してきた成果の一部を、発表するものである。輪読会が始まった経緯などについては、全巻完結の際に記すこととして、今回はとりあえず簡単な凡例のみ掲げることとしたい。

- ・ 底本は新訂増補国史大系本を用いた。
- ・ 字体は原則として常用漢字を用いる。
- ・ 六国史及び『類聚国史』『日本紀略』については、原則として出典を記さず、「年月日記」とする。
- ・ 『公卿補任』は『公卿』とするなど、史料名は省略することもある。類推されたい。

・ 辞典や先学の研究に負うところも少なくないが、いちいち典拠は記していない。ご海容を請う次第である。

輪読自体はすでに巻一を終えて巻二に入っているが、紙幅の都合上、今回は嘉承三年三月いっぱいとした。続きも追って発表する予定だが、四人ともに斯様な作業は初めてなので、忌憚なきご批正・ご示教を賜

れば幸いである。

なお、原稿作成においては、中村・林原両氏の尽力を得た。

（告井）

告	井	幸	男
木	本	久	子
中	村	み	どり
林	原	由	美子

## 日本文徳天皇実録巻第一 起嘉祥三年三月尽六月

### ●即位前紀

### 【書き下し】

- ①文徳天皇、諱は道康、仁明天皇の長子なり。②母は藤原氏、③贈太政大臣正一位冬嗣の女なり。年十六、④承和九年八月乙丑、立ちて皇太子となる。⑤嘉祥三年三月己亥、仁明皇帝、清涼殿に崩す。⑥時に皇太子、殿を下り、宜陽殿東庭の休廬に御す。⑦左右大臣、諸卿及び少納言・左右近衛少将等を率い、⑧天子神璽・宝剣・符節・鈴印等を献ず。⑨須臾にして輦車に駕し、東宮雅院に移御す。⑩陣列の儀、一らに行幸に同じ。但し警蹕無し。

## 【現代語訳】

文徳天皇、名前は道康といい、仁明天皇の第一子である。母は藤原氏で、贈太政大臣正一位藤原冬嗣の娘である。十六歳になった承和九年八月四日に、皇太子に立てられた。嘉祥三年三月四日に、仁明天皇が清涼殿で崩御した。その際、皇太子は清涼殿から退下して、宜陽殿東庭の休廬に移った。左右の大臣が、公卿たち、そして少納言、左右の近衛少将等を率いて、天子の神璽・宝剣・符節・鈴印等を献上した。しばらくして輦車に乗り、東宮雅院に移った。行列の様は行幸の際と同じであったが、警蹕は無かった。

## 【注釈】

- ①文徳天皇（八二七―五八）皇太子正良親王（仁明）の長子。二十四歳。
- ②母は藤原氏 藤原順子（八〇九―七二）。順子の母は藤原真作の娘、尚侍美都子。正良親王（仁明）の室となり、天長四年（八二七）八月、十九歳で道康（文徳）を生んだ。同十年、仁明の即位と共に女御となり、従四位下に叙された。承和九年（八四二）八月、皇太子恒貞親王の廃太子により、道康親王が仁明の皇太子に立った（承和の変）。同十一年正月辛卯（八日）従四位下から従三位。四十二歳。
- ③贈太政大臣正一位冬嗣（七七五―八二六）右大臣内麻呂の第二子。母は飛鳥部奈止麻呂の娘、女孺百済永継。桓武皇子良峯安世とは異父同母である。天長三年（八二六）七月己丑（二十四日）薨去。五十二歳。翌辛卯（二十六日）、勅使が深草の別業に遣わ

され、正一位が贈られた。山城国愛宕郡深草山で火葬された。太政大臣を贈られたのは、本年七月壬辰（十七日）。

- ④承和九年八月乙丑、立ちて皇太子となる 同日紀に、「公卿重上表（中略）伏願、准的旧儀立為太子（中略）是日、立皇太子（後略）」とある。

⑤嘉祥三年三月己亥、仁明皇帝、清涼殿に崩す 同日紀に「帝崩於清涼殿。時春秋四十一」とある。

⑥時に皇太子：二月庚戌朔紀に「聖躬不予。皇太子侍殿上。公卿尽候」とある。宜陽殿東庭休廬は、平安京内裏の日華門の東にあった皇子宿（御輿宿、御子宿とも）のこと。同日紀には「諸衛府禁衛嚴密。左右近衛少将各一人率近衛等、陣於皇太子直曹」とある。

⑦左右大臣：二月庚戌朔紀には、「參議従四位上左兵衛督藤原朝臣助、率左右近衛少将・々曹等」とあり、左右近衛少将はみえるが、左右大臣（左大臣源常、右大臣藤原良房）、參議以外の公卿のことはみえない。一方、将曹は本条にみえない。また少納言については同日紀に、「散位従五位下小野朝臣千株・少納言従五位下梶犬養宿禰氏河監鈴印櫃」と具体的な人名がみえる。養老職員令によると、「少納言三人。掌奏宣小事、請進鈴印伝符、進付飛馬函鈴、兼監官印」とある。

⑧天子神璽・宝剣・符節・鈴印等を献す 二月庚戌朔紀にも、「齋天子神璽・宝剣・符節・鈴印等、奉於皇太子直曹」とあり、ほぼ一致している。天子神璽は養老公式令に「天子神璽。謂、踐祚之日寿璽、宝而不用」とある。符節は固・解閑などの時に用いる閑

契。鈴は駅鈴。印は内印。

⑨須臾にして輦車に駕し、東宮雅院に移御す。二月庚戌朔紀にも、「皇太子御輦車、廻於東宮」とある。東宮雅院は、平安京大内裏に設けられた皇太子の御所。内裏の東、待賢門内の北にあり、春宮坊の曹司もその中に置かれた。

⑩陣列の儀、一らに行幸に同じ。但し警蹕無し。二月庚戌朔紀にも「六衛府陣列、如行幸之儀」とある。警蹕は、天皇の出御・入御などを知らせるために、近衛大将などが発する音声。「おお」「おし」などと言ったらしい。

(告井)

●三月庚子(二十二日)

【書ぎ下し】

庚子。①縁葬諸司を定む。②中納言従三位源朝臣弘・③権中納言橘朝臣峯繼・④参議従四位下伴宿禰善男、⑤散位従四位上源朝臣生・⑥彈正大弼従四位下清原真人長田・⑦左中弁清原真人岑成・⑧左近衛少将従五位上良岑朝臣宗貞・⑨大藏大輔藤原朝臣貞本・⑩大外記外従五位下朝原宿禰良道等、⑪六位以下四人を、装束司となす。⑫中納言従三位源朝臣定・⑬大藏卿平朝臣高棟・⑭参議従四位上藤原朝臣助・⑮散位従四位下正躬王・⑯右京大夫従四位上源朝臣寛・⑰従四位下木工頭興世朝臣書主・⑱散位従五位下文室朝臣笠科・⑲勘解由次官山代宿禰氏益等、⑳六位已下四人を、山作司となす。後に追って㉑中納言従三位安倍朝臣安仁・㉒散位従五位下藤原朝臣正岑・㉓山口朝臣春方等を以て、㉔重ねて山作司に補す。㉕前丹波

守従四位下滋野朝臣貞雄・㉖宮内少輔従五位下橘朝臣伴雄等、㉗六位已下三人を、養役夫司となす。㉘山城守従四位下茂世王・㉙右京亮従五位上橘朝臣枝主等、㉚六位一人を、作路司となす。中納言従三位源朝臣弘を㉛前次第司の長官となし、㉜治部少輔従五位下藤原朝臣松影を次官となす。六位已下各二人を以て、判官・主典となす。㉝参議宮内卿従四位上滋野朝臣貞主を後次第司の長官となし、㉞従五位下橘朝臣永範を次官となす。判官・主典は前と同じ。是の日、㉟散位従五位上高階真人清上・㊱従五位下藤原朝臣緒数等を遣わし、㊲諸衛を率いて左右の兵庫を監護せしむ。㊳京畿七道をして挙哀の礼を成すこと、限るに三日を以てす。㊴喪服の期は、日を以て月に易えしむ。㊵式部省百寮を率い、紫宸殿の前に於いて挙哀す。公卿及び侍臣以下東宮に於いて挙哀す。

【現代語訳】

二十二日。縁葬の諸司を定めた。中納言従三位源朝臣弘・権中納言橘朝臣峯繼・参議従四位下伴宿禰善男・散位従四位上源朝臣生・彈正大弼従四位下清原真人長田・左中弁清原真人岑成・左近衛少将従五位上良岑朝臣宗貞・大藏大輔藤原朝臣貞本・大外記外従五位下朝原宿禰良道等と六位以下四人を、装束司とした。中納言従三位源朝臣定・大藏卿平朝臣高棟・参議従四位上藤原朝臣助・散位従四位下正躬王・右京大夫従四位上源朝臣寛・従四位下木工頭興世朝臣書主・散位従五位下文室朝臣笠科・勘解由次官山代宿禰氏益等と六位以下四人を、山作司とした。後で中納言従三位安倍朝臣安仁・散位従五位下藤原朝臣正岑・山口朝臣春方等を、追加で山作司に補任し

た。前丹波守従四位下滋野朝臣貞雄・宮内少輔従五位下橘朝臣伴雄等と六位以下三人を、養役夫司とした。山城守従四位下茂世王・右京亮従五位上橘朝臣枝主等と六位一人を、作路司とした。中納言従三位源朝臣弘を前次第司の長官とし、治部少輔従五位下藤原朝臣松影を次官とした。六位以下各二人を、判官・主典とした。参議宮内卿従四位上滋野朝臣貞主を後次第司の長官とし、従五位下橘朝臣永範を次官とした。判官・主典は前次第司と同じようにした。この日、散位従五位上高階真人清上・従五位下藤原朝臣緒数等を遣わし、六衛府を率いて左右の兵庫を監護させた。京畿七道諸国で挙哀の礼を行うのは、三日を期限とする。服喪の期間については、十三箇月を十三日に代えさせた。式部省は全官人を率いて、紫宸殿の前で挙哀を行った。公卿と侍臣以下は東宮で挙哀を行った。

【注釈】

①縁葬諸司を定む 縁葬諸司は後述の装束司以下、葬送儀礼のために置かれる臨時の官。「縁葬諸司」の語は本日条を初見とするが、この後、文徳崩御（即位前紀、天安二年（八五八）八月乙卯（二十七日））に際し、「公卿於藏人定縁葬諸司」（浄教房真如藏写本。国史大系では「送葬諸司」を採る）、清和崩御（元慶四年（八八〇）十二月癸未（四日）紀）にも「薄葬の遺詔に付き）勿任縁葬之諸司」とある。

②中納言従三位源朝臣弘（八一二―一六三）嵯峨皇子、母は上毛野氏。弘仁五年（八一四）賜姓。宮内卿・刑部卿・治部卿等を歴任した後、承和九年（八四二）参議。同十四年従三位。嘉祥元年

（八四八）中納言となり本日条に至る。三十九歳。弘は先の淳和崩御の際も装束司を勤めている（承和七年五月癸未（四日）紀）。

③権中納言橘朝臣峯繼（八〇四―一六〇）贈正二位右大臣橘氏公（嵯峨皇后橘嘉智子の弟、承和十四年（八四七）薨）の長子。母は橘繼磨の娘。承和九年藏人頭。同十一年参議。嘉祥二年（公卿）では三年）従三位権中納言となり、本日条に至る。四十七歳。

④参議従四位下伴宿禰善男（八一―一六八）伴国道の五男。承和十四年（八四七）藏人頭・右中弁。嘉祥元年（八四八）参議従四位下となり本日条に至る。四十歳。

⑤散位従四位上源朝臣生（八一―一七二）嵯峨皇子。母は笠継子。後に賜姓（『公卿』貞観六年（八六四））。承和三年（八三六）従四位上。同十年加賀守。任期を終えて散位（位階だけあつて官職に就いていない者）となり、本日条に至る。三十歳。なおこの後、本年中に山城守になる。

⑥弾正大弼従四位下清原真人長田（生没年不詳）はじめ長田王と称した。承和十四年（八四七）従四位下。嘉祥二年（八四九）、岑成王と共に清原真人を賜姓され（十一月壬子（二日）紀）、同三年弾正大弼となり、本日条に至る。詳しい系譜は不明だが、清原姓が清原夏野・長谷・岑成等舍人親王後裔に賜姓されていることから、同じく舍人親王の後裔と思われる。

⑦左中弁清原真人岑成（七九九―一八六一）一品舍人親王玄孫。嘉祥元年（八四八）従四位下。同二年、長田王と共に清原真人を賜姓され（十一月壬子（二日）紀）、同年左中弁となり、本日条に至る。五十二歳。岑成は先の淳和崩御の際に（当時は岑成王）、

養役夫司を勤めている(承和七年五月癸未(四日)紀)。

- ⑧左近衛少将従五位上良岑朝臣宗貞(八一六―九〇)桓武皇子良岑安世の第八子(『慈覚大師伝』)。承和十三年(八四六)左近衛少将。嘉祥二年(八四九)蔵人頭(『蔵人』)。同三年正月従五位上となり、本日条に至る。三十五歳。仁明の寵臣であったことから、本日条の後間もなく出家している(本年三月丙午(二十八日)紀)。

- ⑨大蔵大輔藤原朝臣貞本(生没年不詳)父は藤原繩主、母は藤原薬子。弘仁元年(八一〇)、平城太上天皇の変(薬子の変)に連座し、飛驒権守になる(九月丁未(十日)紀)。天長十年(八三三)の天下大赦により、「弘仁元年座事配流者」が近国に移された際、「殊放還京」として特別に帰京を許された(六月甲子(九日)紀)。その後、承和十三年(八四六)従五位上。同十四年大蔵大輔となり、本日条に至る。

- ⑩大外記外従五位下朝原宿祢良道(生没年不詳)大学頭浅原道永の孫、左少史朝原諸坂の子。左少史、少外記を経て、承和十三年(八四六)大外記(『外記』)。嘉祥元年(八四八)外従五位下となり、本日条に至る。

- ⑪六位以下四人を、装束司となす。装束司は葬儀の衣服・調度の仕度と設営などに当たった臨時の官。本日条では五位以上九人と六位以下四人の計十三人がこれに当たった。なお、光仁の葬送では五位以上十四人、六位以下八人の計二十二人。桓武の葬送では五位以上十三人、六位以下七人の計二十人が任じられている。一方、淳和の葬送では五位以上九人と六位以下三人の計十二人と大幅に

減少しており(平城は『後紀』欠落のため詳細不明。嵯峨は薄葬のため設置せず)、本日条(仁明の葬送)では淳和朝の規模を踏襲したものと思われる。六位以下四人の詳細は不明だが、その人数は文徳の葬送における五位以上八人、六位以下四人の数に引き継がれている。

- ⑫中納言従三位源朝臣定(八一五―六三)嵯峨皇子。母は尚侍従三位百濟慶命。淳和の猶子となり、鍾愛された。天長四年(八二七)には、淳和が嵯峨に定の親王宣下を求めるが、聴されなかった(貞観五年(八六三)正月三日丙寅(三日)紀)。「公卿」(天長十年)はその後、天長五年に賜姓されたとする。同九年従三位に勅叙され、翌十年参議。治部卿・中務卿等を歴任し、嘉祥二年(八四九)中納言となり本日条に至る。三十六歳。先の養父淳和の崩御に際しては、装束司を勤めている(承和七年五月癸未(四日)紀)。

- ⑬大蔵卿平朝臣高棟(八〇四―六七)桓武皇孫。一品葛原親王の長子(貞観九年(八六七)五月丁巳(十九日)紀)。天長二年(八二五)賜姓。大蔵卿・刑部卿などを経て、承和九年(八四二)再び大蔵卿。翌十年従三位となり、本日条に至る。四十七歳。

- ⑭参議従四位上藤原朝臣助(七九九―八五三)贈太政大臣藤原内麻呂の十一男。承和六年(八三九)従四位上。右近衛中將・右衛門督を経て、同十年参議となり、本日条に至る。五十二歳。

- ⑮散位従四位下正躬王(七九九―八六三)桓武皇孫。贈一品万多親王の七男(貞観五年(八六三)五月癸亥朔紀)。文章生から国司などを歴任し、参議、左大弁を兼ねる。しかし承和十三年(八

四六)、法隆寺僧善愷ぜんがいの少納言登美直名とみのなおなに対する告発に際し、右少弁伴善男との訴訟の受理に関する法理論争となり、これに敗れた。そのため伴善男を除く他四人の弁官と共に解官され(承和十三年十一月壬子(十四日)紀)、翌十四年には位記を破毀されていた。嘉祥元年(八四八)一等降格となる従四位下に再び叙され、本日条に至る。五十二歳。なお、散位とあるが、『公卿』では、承和十四年から本年治部卿になるまで、「大藏卿」の官職を載せる。

⑯右京大夫従四位上源朝臣寛(八一三―七六)嵯峨皇子。母は安倍氏。後に賜姓される。承和三年(八三六)従四位上。国司、神祇伯を歴任の後、承和十四年右京大夫となり、本日条に至る。三十八歳。寛は先の淳和崩御の際も、山作司を勤めている(承和七年五月癸未(四日)紀)。

⑰従四位下木工頭興世朝臣書主(七七八―八五〇)内業正吉田古麻呂の子。承和四年(八三七)吉田連から興世朝臣への改姓を許されている(六月己巳(二十八日)紀)。同十二年木工頭。同十四年従四位下となり、本日条に至る。七十三歳。

⑱散位従五位下文室朝臣笠科(生没年不詳)承和三年(八三六)従五位下。同六年土佐守。任期満了の後、散位となり、本日条に至る。

⑲勘解由次官山代宿禰氏益(生没年不詳)遣唐使録事として名前がみえる(承和六年(八三九)十月丁巳(九日)紀)。その後、右少史から大外記(『外記』)、国司などを歴任した後、嘉祥二年(八四九)勘解由次官となり、本日条に至る。

⑳六位已下四人を、山作司となす 山作司は山陵の築造に当たった臨時の官。本日条では五位以上八人と六位以下四人の計十二人がこれに当たった。光仁の葬送では計十九人。桓武の葬送では計十七人。淳和の葬送では計十一人と、装束司同様、人員は減少している。またここでも六位以下四人の詳細は不明だが、淳和の葬送時における六位以下四人を踏襲している。

㉑中納言従三位安倍朝臣安仁(七九三―八五九)参議従四位下大宰大式安倍寛磨の二男。承和十五年(八四八)従三位中納言兼民部卿となり、本日条に至る。五十八歳。

㉒散位従五位下藤原朝臣正岑(生没年不詳)装束司藤原貞本の子。母は橘嶋田麻呂の娘。承和九年(八四二)兵部少丞の時に承和の変に連座し、因幡権掾に左遷(七月戊午(二十六日)紀)。同十四年頃、許されて入京したものと思われる。その後、道康親王(文徳)の春宮大進を勤め、嘉祥二年(八四九)従五位下となり本日条に至る。

㉓山口朝臣春方 詳細不明。

㉔重ねて山作司に補す 注釈㉑参照。これにより山作司は五位以上十一人、六位以下四人の計十五人となった。この内、安倍氏は先学において、紀氏と共に、伝統的な食膳奉仕氏族として葬司に重用されたことが指摘されている(榊佳子「古代における天皇大葬管掌司について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四一集、二〇〇八年)。人員としては、淳和崩御時の十一人の員数を見るに、先の計十二人で事足りたはずである。しかし更に安倍氏を含む三人を増員したことは、先の人員での不足を補う何らかの理由

があつたものと思われるが、詳しくは不明である。

②⑤ 前丹波守従四位下滋野朝臣貞雄（七九五―八六〇）滋野家訳の

第三子。貞主の弟。大学寮で学び、詩に習熟し、嵯峨に近侍した。

承和十二年（八四五）正月戊午（十一日）丹波守。本年正月丙戌（七日）従四位下となり、本日条に至る。五十六歳。

②⑥ 宮内少輔従五位下橘朝臣伴雄（生没年不詳）橘長谷麻呂の子。

承和十三年（八四六）九月壬子（十四日）侍従となつた時、従五位下であることが確認される。

②⑦ 六位已下三人を、養役夫司となす。養役夫司は陵墓造営のために畿内およびその周辺から差発された役夫の食料を管轄する臨時の官。皇后・皇太后崩御の場合は、養民司とよばれた。奈良時代には、五位官二名、六位以下は六名もしくは十名の構成となつていた。

②⑧ 山城守従四位下茂世王（生没年不詳）仲野親王の第一子。桓武

の孫。承和八年（八四一）十一月丙辰（二十日）従四位下となり、本日条に至る。同九年八月壬申（十一日）に大学頭となつてい

②⑨ 右京亮従五位上橘朝臣枝主（生没年不詳）嘉祥二年（八四九）

十一月甲戌（二十四日）従五位上となり、本日条に至る。同三年二月甲戌（二十五日）には、嵯峨皇女秀子内親王の薨時に、その喪事を監護している。

③⑩ 六位一人を、作路司となす。作路司は葬送の道筋の道路・橋梁を整備する官。称徳崩御の時のはじめて任じられた。

③⑪ 前次第司。前次第司は葬列に異乱のないように、その威儀を掌る官。後次第司も同じ。

③⑫ 治部少輔従五位下藤原朝臣松影（七九九―八五五）藤原北家魚

名流、星雄の子。承和十一年（八四四）正月庚寅（七日）従五位下、嘉祥二年（八四九）二月壬子（二十七日）治部少輔となり、本日条に至る。五十二歳。

③⑬ 参議宮内卿従四位上滋野朝臣貞主（七八五―八五二）滋野家訳の子。長女繩子は仁明女御。繩子の妹奥子も文徳の寵愛を受けた。

承和六年（八三九）正月庚申（七日）従四位上、同九年七月丁巳（二十五日）参議、嘉祥二年（八四九）九月丙子（二十六日）宮内卿となり、本日条に至る。六十六歳。

③⑭ 従五位下橘朝臣永範（生没年不詳）承和八年（八四一）正月甲申（十三日）従五位下となり、本日条に至る。

③⑮ 散位従五位上高階真人清上（生没年不詳）長屋王の後裔。承和九年（八四二）正月壬寅（七日）従五位上となり、本日条に至る。

③⑯ 従五位下藤原朝臣緒数（生没年不詳）藤原内麻呂の孫。福当磨の子。嘉祥二年（八四九）正月丁丑（二十二日）には、百濟慶命の薨時に、喪事を監護している。

③⑰ 諸衛を率いて左右の兵庫を監護せしむ。諸衛とは、左右近衛府・左右兵衛府・左右衛門府の六衛府をさす。讓位・崩御などの際に、変事に備えて三関に固関使を発するとともに、諸衛および左右馬寮・左右兵庫寮に対して警固を命じることがあつた。

③⑱ 京畿七道をして挙哀の礼を成すこと。： 挙哀とは、死者に哀悼の意を捧げるために泣き声をあげること。ここでは、京畿七道諸国の国庁の前において、三日間行うことが定められた。

③⑲ 喪服の期は、日を以て月に易えしむ。月を日に換算して十三日間

に短縮すること。本年四月辛亥(四日)紀に「為除凶服。先遣大中臣氏人於五畿内七道諸国。以修大祓」。同乙丑(十八日)紀に「宣詔内外云、易月之制、雖拋旧章、臣子之道、須存心喪。

宜仰有司、暮年之内、禁宴飲作樂、及著美服」とある。

④式部省百寮を率いて… 式部省は、文官の考課や選叙などの一般人事、国家の儀式などを職掌とした。文徳崩御の拳哀においても、「式部省率百官於冷然院南路頭拳哀。公卿及侍臣已下於東宮」とある(天安二年(八五八)九月壬戌(四日)紀)。

(中村・林原)

●三月辛丑(二十三日)

【書き下し】

辛丑<sup>廿三</sup>。①東宮服を成す。公卿百寮これに従う。

【現代語訳】

二十三日。東宮は喪に服し、公卿および全ての官人がこれに従った。

【注釈】

①東宮服を成す… 養老喪葬令に「凡服紀者、為君・父母、及夫・本主、一年」とあり、本来天皇は、父母が死んだ場合に一年間錫紵を着用したが、本年四月癸丑(六日)紀に「帝公除。百官吉服。大祓於朱雀門前」と、早くも除服の記載がみられる。前日に、諸国の服喪期間を、月数を日数に代え十三日間と定めているのと同様に、東宮についても十三日間とされたことがわかる。

●三月癸卯(二十五日)

【書き下し】

癸卯<sup>廿五</sup>。①仁明天皇を深草山陵に葬る。②送終の礼、皆儉約に従う。これ遺詔を奉るなり。

【現代語訳】

二十五日。仁明天皇を深草山陵に葬った。葬送の礼は、すべて儉約に努めた。これは遺詔に依るものである。

【注釈】

①仁明天皇を深草山陵に葬る 山陵の所在地は山城国紀伊郡(現京都市伏見区)。本年四月十四日には、左近衛将曹栗田真持に、樹木を一丈間隔に植樹させ、同十八日には、卒塔婆の陀羅尼(梵字で書かれた経文)が自然と落ちてしまったので、伴善男に安置させている。貞観三年(八六一)六月十七日に、その四至が「東西限一町五段、南限純子内親王家地、北限峰」と定められ、さらに同八年十二月二十二日には「東至大墓、南至純子内親王家北垣、西至貞観寺東垣、北至谷」へと先の四至が変更されている。天安二年(八五八)、清和によって制定された十陵四墓に列す。『延喜式』諸陵寮には「北城東西一町五段、南七段、北二町。守戸五烟」と記され、近陵とされている。

②送終の礼、皆儉約に従う… 同日紀に「遺制薄葬。綾羅錦繡之類、



並以帛布代之、鼓吹方相之儀、悉從停止」とある。文徳についても「送終之礼、皆從儉約、一如仁明天皇故事」(天安二年(八五八)九月甲子(六日)紀)と、仁明の例に従っている。

(木本)

●三月甲辰(二十六日)

【書ぎ下し】

甲辰。①從四位下行民部大輔基兄王・②外從五位下豊階公安人等を遣わして、③御葬に供するの諸大夫を存問せしむ。④是より先、諸衛甲を着し、以て非常に備う。今日脱却し、各常儀に従う。

【現代語訳】

二十六日。從四位下行民部大輔基兄王・外從五位下豊階公安人等を、葬送に携わった諸大夫の許へ遣わし、慰勞させた。これまで、六衛府の官人は甲を着用し、非常時に備えていたが、今日甲を解き、通常常の威儀に戻った。

【注釈】

①從四位下行民部大輔基兄王 (八二四―八一) 桓武の孫、葛井親王の長男。基枝王とも。承和十一年(八四四)無位から從四位下となる(正月庚寅(七日)紀)。その後、宮内大輔を経て、同十四年に民部大輔となり(二月丁丑(十一日)条)、本日条に至る。二十七歳。行とは位署書の種類で、(一)官位相当ならば官・位の順。(二)官位不相当ならば位・官の順とし、位卑官高なら「守」、

位高官卑なら「行」の字を官の上に記す。

②外從五位下豊階公安人 (七九七―八六一) 本姓は河俣公であったが、延暦十九年(八〇〇)に豊階公に改姓。承和五年(八三三)少内記、後に大内記に転じている(貞觀三年(八六一)九月乙未(二十四日)紀、卒伝)。同九年には「少内記正六位上」とみえる(三月辛丑(六日)紀)。同十五年外從五位下(正月戊辰(七日)紀)となり、嘉祥二年(八四九)には道康親王(文徳)の東宮学士に任じられている。但し、当該期における役職は不明。本年四月十七日には、文徳の即位に伴って從五位上となる(なお、『三実』に載せる卒伝には「外從五位上」とある)。文徳の葬送に際しても、本日条と同様に存問使の役を勤めている(天安二年(八五八)九月乙丑(七日)紀)。五十四歳。

③御葬に供するの諸大夫を存問せしむ 御葬司に対する「存問」の語句は、六国史において、仁明と文徳のみにみられる。

④是より先、諸衛甲を着し… 本年三月十七日に固関使を發遣し、仁明が崩御した二十一日には、諸衛府に禁衛を嚴密にさせ、二十二日には左右兵庫を監護させるなど、仁明の崩御前後から、嚴戒態勢がとられた。本日条では甲冑を着す命令が解かれたが、四月二十二日に「六衛解嚴」とみられるので、全ての嚴戒態勢が解かれたわけではない。なお、同日紀には「左右近衛陣著鎧甲」とあり、この日から鎧甲を着けたかのように記載されている。

(木本)

## ●三月乙巳(二十七日)

## 【書き下し】

乙巳<sup>(廿七)</sup>。①晏駕の後、初めて七日を盈つ。②仍つて使を近陵の七ヶ寺に遣わし、以て功德を修せしむ。③右近衛少将兼土佐守従五位下小野朝臣千株、及び④内舍人一人・内豎十人を、⑤紀伊寺使となす。⑥正四位下行大舍人頭兼越前権守高枝王・⑦侍従五位上嶋江王・⑧刑部大輔正五位下藤原朝臣行道、内舍人一人・内豎十人を、⑨宝皇寺使となす。⑩従四位上行加賀守正行王・⑪中務大輔従五位上並山王・⑫散位従五位下藤原朝臣正岑・⑬駿河守丹墀真人貞岑を、⑭来定寺使となす。⑮従四位下行大学頭時宗王・⑯従五位下正親正善永王・⑰刑部少輔藤原朝臣関雄を、⑱拜志寺使となす。⑲従三位行大藏卿平朝臣高棟・⑳散位従四位下世宗王・㉑従五位下永直王、内舍人一人・内豎十人を、㉒深草寺使となす。㉓散位従四位下基棟王・㉔従五位下安原王・㉕大原真人宗吉・㉖橘朝臣三夏等、内舍人一人・内豎十人を、㉗真木尾寺使となす。㉘散位従四位下道野王・㉙従五位下高原王・㉚大判事藤原朝臣本雄・㉛加賀介良岑朝臣清風、内舍人一人・内豎十人を、㉜桧尾寺使となす。是の日、㉝嵯峨山陵、暴風雷雨、樹木倒仆す。㉞中納言従三位安倍朝臣安仁を遣わし、就いて㉟察視を加えしむ。公卿奏言すらく、事を天下に施すに、猶㊱令旨と称す。視聽に在りて疑うところ有り。請うらくは天旨を稟け、㊲令を改めて㊳勅に代えんことを、と。㊴未だこれを許さず。

## 【現代語訳】

二十七日。仁明天皇が崩御して後、初七日を迎えた。そこで、使者を近陵の七ヶ寺に送り、供養を行わせた。右近衛少将兼土佐守従五位下小野朝臣千株、内舍人一人・内豎十人を、紀伊寺への使者とした。正四位下行大舍人頭兼越前権守高枝王・侍従五位上嶋江王・刑部大輔正五位下藤原朝臣行道、内舍人一人・内豎十人を、宝皇寺への使者とした。従四位上行加賀守正行王・中務大輔従五位上並山王・散位従五位下藤原朝臣正岑・駿河守丹墀真人貞岑を、来定寺への使者とした。従四位下行大学頭時宗王・従五位下正親正善永王・刑部少輔藤原朝臣関雄を、拜志寺への使者とした。従三位行大藏卿平朝臣高棟・散位従四位下世宗王・従五位下永直王、内舍人一人・内豎十人を、深草寺への使者とした。散位従四位下基棟王・従五位下安原王・大原真人宗吉・橘朝臣三夏等、内舍人一人・内豎十人を、真木尾寺への使者とした。散位従四位下道野王・従五位下高原王・大判事藤原朝臣本雄・加賀介良岑朝臣清風、内舍人一人・内豎十人を、桧尾寺への使者とした。この日、嵯峨山陵において、暴風雷雨のために、樹木が倒れた。そこで中納言従三位安倍朝臣安仁を遣わして調べさせた。公卿が奏言するには「法令を施行する際に、まだなお令旨という名称を用いるのは、見聞きした人々の疑いを招くので、出来ればご許可をいただき、令旨から勅旨に改めたい」とのことであったが、まだ許可しなかった。

## 【注釈】

①晏駕の後、初めて七日を盈つ 仁明の崩御は三月二十一日。この

日、初七日を迎えた。以後七日ごとに七七日(四十九日)まで中陰供養が行われる。

②仍って使を近陵の七ヶ寺に遣わし： 天皇や上皇の中陰供養が行われる場所は、奈良時代には、四大寺(大安寺・薬師寺・元興寺・弘福寺)や(大宝三年(七〇三)二月癸卯(十一日)紀等)、七大寺(四大寺に東大寺・西大寺・法隆寺・興福寺等を加える)など(天平勝宝八年(七五六)五月辛酉(九日)紀等)、官寺で行われている例が多くみられる。平安時代には、桓武の場合、初七日が「京下諸寺」(大同元年(八〇六)三月丁亥(二十三日)紀)、つまり平安京周辺の寺院で行われている一方で、五七日は大安寺・秋篠寺といった旧都周辺の寺院でも行われている(同乙卯(二十二日)紀)。秋篠寺は、桓武との関わりが深いことから中陰供養の場所として選ばれたのだろう。また、淳和の初七日には「京辺七ヶ寺」で誦経されているが(承和七年(八四〇)五月己丑(十四日)紀)、その七ヶ寺は特定されない。本日条は使者が紀伊寺・宝皇寺・来定寺・拝志寺・深草寺・真木尾寺・松尾寺の七ヶ寺に遣わされ法要が行われたことが明記されており、どのような寺院が選定されるのかを考察するために重要な史料である。なお、『文美』には「近陵」とあるが、『紀略』同日条は「近隣」と記しており、桓武や淳和と同様に平安京周辺の七ヶ寺で供養が行われたものと解されている。但し、真木尾寺を除く六ヶ寺が仁明の深草陵に近い、紀伊郡・愛宕郡・宇治郡に所在している点、次の文徳の中陰供養の際には「安置十僧於近陵山寺、四十僧於広隆寺。合五十口。始自今日、至于四十九日」とあるように(天安

二年(八五八)九月乙丑(七日)紀)、文徳の山陵(真原山陵)に近い広隆寺を中心に僧侶が置かれている点などからみて、『文美』に記されているとおり「近陵」とするのが妥当であろう。

③右近衛少将兼土佐守従五位下小野朝臣千株(生没年不詳)天長十年(八三三)正六位上から従五位下(十一月庚午(十八日)紀)。尾張介・備中守・出羽守を経て、承和十二年(八四五)二月甲辰(二十七日)彈正少弼、三月辛亥(五日)土佐守となっている。仁明崩御の際に泉犬養氏河と共に鈴印を監護しており(本年三月己亥(二十一日)紀)、そこには「散位」と記されている。また本年四月己酉(二日)紀に「従五位下小野朝臣千株為右近衛少将」とあることから、本日条における右近衛少将は誤りであろう。

④内舍人一人・内豎十人 内舍人は、中務省に属し、禁中において帯刀宿直し、雑使などを務める。養老軍防令に「凡五位以上子孫、年二十一以上、見無役任者、毎年京国官司、勘檢知実、限十二月一日、并身送式部申太政官檢簡、性識聡敏、儀容可取、充内舍人」と内舍人の採用要件が記されている。大同三年(八〇八)には四十人と定められている(『類国』一〇七)。内豎は、朝廷の行事に供奉し、宮中の雑事に召し使われた。令制にはないが、弘仁二年(八一二)正月庚子(五日)紀に「制。上殿舍人一百二十人。復旧名為内豎」とある。奈良時代中期から存廃を繰り返したが、これ以後長く存続する。

⑤紀伊寺 所在地は不詳。紀伊郡紀伊郷の地名を冠したものであろう。『山城名勝志』所引の「笠置寺縁起」では、隆城寺の別号と

している。

- ⑥正四位下行大舍人頭兼越前權守高枝王（八〇二―一五八）桓武の孫、伊予親王の第二王子。大同二年（八〇七）、父の謀反の罪によって遠流となったが、弘仁元年（八一〇）、嵯峨即位により赦免され帰京した（天安二年（八五八）五月乙亥（十五日）紀、卒伝）。天長三年（八二六）無位から従四位下に叙される（正月甲戌（七日）紀）。承和八年（八四一）従四位上（十一月丙辰（二十日）紀）、嘉祥二年（八四九）正四位下（正月壬戌（七日）紀）。天長十年三月壬辰（五日）紀には因幡守とみえる。承和七年大舍人頭（十月戊午（十六日）紀）。本日条に至るまでいつ越前權守に補されたかは不明。但し、仁寿元年（八五一）二月甲子（二十一日）紀に任命記事が見られるため、本日条における越前權守は不審。四十九歳。

- ⑦侍従五位上嶋江王（生没年不詳）承和二年（八三五）正月癸丑（七日）無位から従五位下に叙される。同八年大監物（二月丁未（六日）紀）。同十五年従五位上（正月戊辰（七日）紀）。本日条に至るまでいつ侍従に補されたかは不明。

- ⑧刑部大輔正五位下藤原朝臣行道（生没年不詳）参議従三位楓麻呂の孫。従五位上城主の長子。弘仁八年（八一七）正七位上から従五位下に叙される（『類国』九九）。承和二年（八三五）従五位上（正月癸丑（七日）紀）、民部少輔・美作介・近江介・兵部少輔・丹後守を経て（斉衡元年（八五四）十二月庚午（十九日）紀、卒伝）、同十二年に刑部大輔（二月甲辰（二十七日）紀）嘉祥二年（八四九）正五位下（正月壬戌（七日）紀）となり、本日条に

至る。

- ⑨宝皇寺 『雍州府志』は、天安二年（八五八）四月庚子（九日）紀に「是夜、宝皇寺火（俗名鳥戸寺）金堂礼堂尽為灰燼」とみえる。「宝皇寺」を珍皇寺の前身とみている。応仁の乱以前を描いた考証地図の『中古京師内外地図』は珍皇寺とは別寺として阿弥陀ヶ峰西麓に所在を記している。大同元年（八〇六）四月戊申（十五日）の桓武の四七日でも、鳥戸寺で供養が行われている。

- ⑩従四位上行加賀守正行王（八一六―一五八）贈一品万多親王の第二子。天長十年（八三三）三月、仁明即位に際して従四位下を授けられ、侍従となる。時に十八歳。仁明の寵遇を受け、承和五年（八三八）に越中守を兼ね、同九年に左馬頭、同十三年には従四位上に叙され、左京大夫に転じ、本日条に至る。四十五歳。卒伝によれば仁寿元年（八五一）に加賀守に任じられたとあり、本日条と矛盾する。

- ⑪中務大輔従五位上並山王（生没年不詳）承和十五年（八四八）二月甲辰（十四日）、時に従五位下で中務大輔となる。嘉祥二年（八四九）正月壬戌（七日）に従五位上に叙され、本日条に至る。
- ⑫散位従五位下藤原朝臣正岑 三月庚子（二十二日）条注釈⑫参照。嘉祥二年（八四九）十一月乙亥（二十五日）、皇太子入観の夜に従五位下に叙し、本日条に至る。

- ⑬駿河守丹墀真人貞岑（七九九―八七四）中納言多治比広成の曾孫。右京の出身。五十二歳。若い頃から大学寮で学ぶが、文才があり、奉試に及第して文章生となる。天長九年（八三二）多治比貞成の奏請により、一族と共に多治比から丹墀に改姓する。翌十

年兵部少丞に任ぜられ、同大丞を経て、承和五年（八三八）従五位下加賀介。同九年刑部少輔、同十四年民部少輔に任ぜられる。本年五月甲午（十七日）に駿河守に任じられており、ここに駿河守とあるのは不審。貞観八年（八六六）姓の名が一族の祖先である多治比古王に由来するにもかかわらず、以前丹墀姓に改姓したことから、元の多治比に戻した上で、煩雑さを避けるために「比」の時を省略して多治姓への改姓を上表し許されている。

⑭来定寺 山城国愛宕郡鳥部辺りにあった寺。天曆六年（九五二）八月十五日に崩じた朱雀は、同二十日に「山城国来定寺北野」で火葬され、翌二十一日父の醍醐陵近くに納骨された。『醍醐雜事記』所引の帝王系図には「葬来定寺北野、置御骨於醍醐山陵傍」とあり、『帝王編年記』には「葬法性寺東中尾南原陵、置御骨於醍醐山陵」と記す。すなわち火葬の場である来定寺北野は、法性寺東中尾南原である。『類聚大補任』にも、「有鳥部野」とみえるので、鳥部野の中尾山陵の南原ということになる。中尾陵は、『延喜式』諸陵寮に「中尾陵 贈皇太后藤原氏、在山城国愛宕郡鳥部郷、陵戸五烟、山四町五段、四至、東限谷、南限田、西限隄、北限谷」とみえ、大体の位置が知られる。鳥部郷は愛宕郡の南端で紀伊郡と接しており、鳥部野は愛宕から紀伊まで広がっていた。来定寺もその付近にあったと考えられる。『山州名跡志』は来定寺を「古へ在り法性寺ノ東。案スルニ此所東福寺ノ境内歟。此ノ寺天曆年中ニ存ス。東福寺建立ハ後也」と記す。また、『京都府地誌』には、「廃来定寺」として「旧跡、滝尾社東三丁ニアリ。字ヲ雀森ト云。帝王系図ニ朱雀天皇御火葬所トス」とする。

⑮従四位下行大学頭時宗王（？―八五八）承和三年（八三六）白馬叙位において、二世王の蔭位により无位から従四位下に直叙される。同十四年治部大輔、次いで大学頭に任ぜられ、本日条に至る。

⑯従五位下正親正善永王（生没年不詳）承和八年（八四一）十一月丙辰（二十日）朔旦冬至の詔で、正六位上から従五位下に叙され、仁寿元年（八五一）二月辛亥（八日）正親正に任じられ、本日条に至る。

⑰刑部少輔藤原朝臣関雄（八〇五―五三）藤原北家、参議真夏の五男。天長二年（八二五）に文章生試に及第するが、官途につかず東山に閑居し「東山進士」と呼ばれた。淳和の再三の要請により承和元年（八三四）官に出仕し、勘解由判官などを経て、同六年従五位下に叙爵。同八年五月壬午（十三日）刑部少輔。嘉祥二年（八四九）二月壬子（二十七日）再び刑部少輔となり、本日条に至る。四十六歳。

⑱拜志寺 山城国紀伊郡拜志郷にあった寺院。同郷は深草郷の隣郷である。『延喜式』玄蕃寮に「凡近都諸寺、東拜志以北、西石作以北、停預講師、僧綱檢察」とある。『雍州府志』は「拜志寺在拜志里」とする。拜志里は、復元された条里地割によれば、東福寺（現京都市東山区）辺りに「林里」の里名が残り、また永久元年（一一一三）十二月日付玄蕃寮牒案にみえる拜志郷下の里は東九条から竹田（現伏見区）辺りにあたり、あわせて拜志庄の荘域（「正応六年三月十六日付山城拜志莊代坪付注進状」東寺百合文書）を考えると、東福寺から東寺（現南区）南・城南宮（現伏

見区) 辺りにわたっていたらしい。『日本地理志料』は下津林村(現西京区)を遺名とし、『大日本地名辞書』は大亀谷(現伏見区) 辺りと下鳥羽・横大路(現伏見区) 辺りとを併記している。拜志寺もこの付近にあったと考えられる。

⑲従三位行大藏卿平朝臣高棟 (八〇四—六七) 桓武第十五皇子葛原親王の長男。弘仁十四年(八二三) 従四位下に叙される。天長二年(八二五) 閏七月平朝臣の姓を賜わり、臣下に降る。大学頭を長く勤める。承和九年(八四二) 八月壬申(十一日)、時に正四位下で大藏卿となり、翌十年四月壬申(十四日) 従三位となり、本日条に至る。四十七歳。

⑳散位従四位下世宗王 (生没年不詳) 承和七年(八四〇) 正月甲申(七日) 无位から従四位下となり、本日条に至る。

㉑従五位下永直王 (生没年不詳) 承和十五年(八四八) 正月戊辰(七日) 正六位上から従五位下となり、本日条に至る。

㉒深草寺 山城国紀伊郡深草郷にあったと考えられる。『広隆寺末寺別記』に「深長寺又号深草寺、山城国木郡在之。本尊弥勒丈六脇土在之。奉為大津宮、秦久丸建立也」と記される。『日本靈異記』は行基が紀伊郡の深長寺に居住していたと記している。仁明の深草陵、同御願の嘉祥寺、清和御願の貞観寺なども近辺に所在し、奈良時代から寺院の営まれることの多かった地であった。なお、京都市伏見区深草谷口町には、奈良時代後期から平安時代中期に属すると推定される、おうせんどろ廃寺跡があり、深草寺の可能性がある。この地は稲荷山の南、大亀谷の北にあたり、古く難波から淀川を上って伏見辺りで上陸し、この一帯を経て東国に

向かう重要な交通路にあっていた。

㉓散位従四位下基棟王 (生没年不詳) 承和六年(八三九) 正月庚申(七日) 正五位下から従四位下となり、本日条に至る。

㉔従五位下安原王 (生没年不詳) 嘉祥二年(八四九) 正月壬戌(七日) 无位から従五位下となり、本日条に至る。

㉕大原真人宗吉 (生没年不詳) 承和三年(八三六) 正月丁未(七日) 正六位上から従五位下となり、本日条に至る。大原真人は『新撰姓氏録』左京皇別では、敏達の孫百濟王から出たとする。

㉖橘朝臣三夏 (?—八八〇) 『尊卑』によれば、奈良麻呂の曾孫、嶋田麻呂の孫、常主の子。齊衡元年(八五四) 正月壬辰(七日) にみえる三冬は弟。本年正月丙戌(七日)、正六位上から従五位下となり、本日条に至る。

㉗真木尾寺 京都府宇治市山王の槇ノ尾山近辺(旧宇治郡朝日池尾村槇尾山) にあったか。京都市右京区の槇尾山西明寺(梅尾山高山寺と高尾山神護寺の間) ではなからう。

㉘散位従四位下道野王 (?—八五五) 大宰帥二品賀陽親王の第一子。卒伝に依ると、酒色に淫り、非常に管絃が上手だったが、性は甚だ謹厚で、未だ曾て傲慢であったことはなかった。天長九年(八三二) 正月辛丑(七日) 无位から従四位下、承和三年(八三六) 武蔵守となり、本日条に至る。

㉙従五位下高原王 (生没年不詳) 一品新田部親王の裔。承和五年(八三八) 正月丙寅(七日) 正六位上から従五位下に叙され、本日条に至る。貞観元年(八五九) 九月五日、時に左京人散位従五位上で、三原朝臣の姓を賜った。

③〇大判事藤原朝臣本雄（生没年不詳）天長八年（八三一）正月癸

卯（四日）、正六位上から従五位下に叙爵、嘉祥二年（八四九）

二月壬子（二十七日）大判事となり、本日条に至る。

③①加賀介良岑朝臣清風（？―八六三）大納言贈従二位安世の第三

子。嘉祥二年（八四九）正月壬戌（七日）に正六位上から従五位

下に叙爵。卒伝には同四年に加賀介になるとあり、実際、仁寿元

年（八五一）正月甲申（十一日）紀に任官記事があるので、本日

条の加賀介は不審。

③②檜尾寺 山城国紀伊郡深草郷にあった寺院。『伊呂波字類抄』に

「檜尾寺 法禪寺是也。実恵心僧都居住所也」とあり、法禪寺

（院）は『行基年譜』に「法禪院檜尾九月二日起。在山城紀伊郡

深草郷」とみえる。『安祥寺伽藍縁起資材帳』に「山五十町（東

限大榎大谷、南限山陵、西限堺峰、北限檜尾古寺所）在山城国宇

治郡余戸郷北方、安祥寺上寺在其裏、建立已後経九箇年、至齊衡

三年（歳次丙子）冬十月、太皇太后宮買上伴山、施入安祥寺」と

あり、檜尾古寺が栗田山の四至に含まれている。二〇一七年から

一八年にかけて梶川敏夫氏の指導のもと京都女子大学考古学研究

会が行った調査で、大文字山（如意ヶ嶽）の南斜面において二棟

の建物跡が発見され、そのうちの棟から塑像の破片五十点が出

土した。分析の結果漆の表面に金箔を貼った「漆箔」が施されて

おり、須弥壇に置かれていた仏像のものと考えられる。ほかにも、

九世紀前期の土器や瓦、緑釉陶器の破片約五百点等が見つかった。

遺物と前掲『安祥寺伽藍縁起資材帳』の記述から檜尾古寺跡と判

断される。『檜尾古寺跡』（同会、二〇一九年）参照。

③③嵯峨山陵 嵯峨は崩御に際し薄葬のことを詳細に遺命し、葬所に

ついては、山北幽僻不毛の地を択び、墳穴は棺を容れれば足り、

封を築かず草を生えしめ、永く祭祀を断つべき旨を示した。そこ

で崩御の翌日その遺詔に従って山北幽僻の地に陵所を定め、即日

葬儀を終えた。国忌荷前は置かれず「諸陵式」にも登載されな

かった。現在は宮内庁により京都市右京区北嵯峨朝原山町にある

嵯峨山上陵に治定されている。

③④中納言従三位安倍朝臣安仁を遣わし 安仁の経歴については三月

庚子（二十二日）条注釈②参照。弁官の要職に就いたが、同時に

嵯峨にその他人を以ては代えがたい才能を愛され、院別当に任じ

られて嵯峨にも近侍し、滞っていた院事を整理したという。また

嵯峨は、諸国司で安仁の信濃介の能治に及ぶものはないと評した。

本日条で使者となっているのも嵯峨の近臣だったからであろう。

③⑤察視 物事の状況などをよく見きわめ調べること。『後漢書』（列

伝卷七十七、酷吏列伝第六十七、周紆）に「聞便往至死人迎、若

与死人共語状、陰察視口眼有稻芒」とある。

③⑥令旨 令旨の令は、皇太子・三后（皇后・皇太后・太皇太后）ら

の意志・意向・命令をいい、令旨はそうした令の旨を意味する語。

あるいはそれを他者に伝達するために、春宮坊ないし三后宮職が

作成する公文書。公式令の規定では、命令を伝え聞いた坊・職が

起草。これに皇太子・三后が日付を書入れたものを案として留め、

別に写しを作って施行することになっている。

③⑦令を改めて 今回の字句上の類例として、『北史』（列伝卷十三、

列伝第一后妃上、魏宣武靈皇后胡）に「及明帝踐阼、尊后為皇太

妃、後尊為皇太后。臨朝聽政、猶曰殿下、下令行事（『通志』は下令施事）。後改令称詔」とみえる。

③⑧勅に代えんことを 勅旨とは公式令に規定された天皇の命令を下達する文書。詔書よりも軽微な事項に用いられ、書式も簡略。勅旨田・勅旨牧・勅旨炭のように、供御料であることを示す語、あるいは天皇の意思、詔勅の趣旨の意としても使われた。

③⑨未だこれを許さず 文徳ははまだ即位しておらず、皇太子の身分のままであったので、勅の字を用いることを許さなかった。

（木本・告井）

●三月丙午（二十八日）

【書き下し】

丙午。①左近衛少将従五位上良岑朝臣宗貞、出家し僧となる。宗貞、先皇の寵臣なり。先皇崩ずるの後、哀慕已むこと無く、自ずから仏理に帰し、以て報恩を求む。時の人愍れみおわんぬ。

【現代語訳】

二十八日。左近衛少将従五位上良岑朝臣宗貞が、出家して僧となった。宗貞は、先皇の寵臣である。先皇崩御の後、悲しみ慕う気持ちが止むことなく、自ずから仏の道に帰依し、これによって恩に報いようとしたのである。人々はこれを不憫に思った。

【注釈】

①左近衛少将従五位上良岑朝臣宗貞 経歴については三月庚子（二

十二日）条注釈⑧参照。仁明朝の蔵人、次いで蔵人頭を勤め、仁明に近侍した。仁明葬送に際し装束司を勤めたが、本日条にて出家。遍照と称した。比叡山で円仁・円珍に師事。後に仁明が淳和より譲られた離宮紫野院を、仁明皇子常康親王から託され、貞観十一年（八六九）親王薨去後、ここを官寺雲林院とし、別当を勤めた。仁和元年（八八五）僧正に昇り、寛平二年（八九〇）正月十九日遷化（『紀略』）。

（中村）